

事務事業名		アーカイブズ保存活用事業				会計	一般会計					
						事業種別	政策	開始	16	終了		
課等名		歴史研究所		係等名								
基本計画上の位置づけ		政策	6	地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり								
		施策	63	地域資産の保存・継承								
目的	対象(誰・何を)	・資史料(飯田・下伊那地域の歴史資料)				対象指標	指標名及び単位			24年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	・失われる資史料を収集し、保存・公開できる体制を整え、時代を受け継いでいく市民共有の歴史的財産へと変える。					旧上村・南信濃村等非現用文書件数(平成18年度に特別に発生した分:未整理状態のため推計値)	40000				
	向上させたい上位施策の成果指標	保存・継承されている地域資産の数(累計)					毎年度発生する非現用文書件数(単年度)	415				
目標	種別	指標名及び単位				24年度計画	24年度実績	25年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)		
	成果指標	旧上村・南信濃村等非現用文書(期間限定成果指標:平成18年度から24年度の間に目録作成を終えた綴り数の累計)				20000	17710	25000	30000			
	成果指標	保存した非現用文書件数(フォルダー数)(単年度)				800	415	2000	1000			
定性目標												
事業概要	<p>・地域に残る歴史資料は、地域に生きる市民にとってかけがえのない文化財産である。歴史資料(アーカイブズ)の多くは、現在滅失の危機にあり、これらの地域遺産を調査・収集・整理・保存・公開し、飯田の魅力のひとつとして大切に守り、市民や研究者が史料を積極的に活用できる環境を整え、未来への貴重な財産として大切に保存継承していく。</p> <p>・歴史資料には民間の資料のほか、現用から除かれた市行政文書、学校文書などがあり、公文書館法第3条「適切な措置を講ずる責務を有する」規定に基づき事業を遂行するものである。</p> <p>・当面はこれまで実施してきた概要調査、現状記録調査、採集調査、聞き取り、また市役所非現用文書・旧役場文書の保存などの業務に継続的に取り組み、得られた史料や情報の保存・公開・活用にむけて、体系的なシステムの構築と、文書保存や閲覧利用の充実を図り、「地域アーカイブズ事業の拠点」としての役割を果たせるような取り組みを行う。</p>											
	事業内容											
24年度事業内容	事業内容					名称			活動指標			
	<p>1 旧役場文書や学校などの公的機関の歴史資料の保存・公開・活用                  (1)旧南信濃村等役場文書の整理 (2)学校史料                  2 市役所の非現用文書の移管(保存は中断)                  3 私文書の保存・継承の支援                  4 調査・整理後、公開された史料                  5 他団体などの事例の情報収集                  6 史料公開のガイドライン策定作業(行政文書、学校史料など)</p>					<p>1 (1)史料整理人数                  (2)資料調査回数                  2 移管件数                  3 保存・継承支援数                  4 公開件数                  5 情報収集回数</p>			<p>1 (1)延べ78人                  (2)3回                  2 415件                  3 24回                  4 15件                  5 2回</p>			
事業コスト		23年度決算額	24年度予算額	24年度決算額	25年度予算額	特定財源内訳、補足						
事業費計(千円)①		0	0	0	0							
国庫支出金												
県支出金												
起債												
その他												
一般財源												
人件費計(千円)②		3,576		2,503								
正規職員所要時間		1,000		700								
臨時職員所要時間												
総事業費①+②		3,576	0	2,503	0							
事業内容・目標達成状況の振り返り	<p>・旧南信濃村非現用文書の調査・整理においては、市町村合併特例交付金を導入し、収蔵庫整備と史料調査(第15次～17次)を実施した。</p> <p>・地区の団体と連携し、定期的な調査・整理を行い、私文書の保存・継承の支援をした。</p> <p>・保存継承困難な私文書や非現用公文書などの保管場所と保存処理経費の確保が困難な状況にあり、整理・保存作業が進まなかった。</p>											
改革改善の考え方	①問題点	市全体で公文書館法および公文書管理法の規定に基づいた事業体制が取られていない。スタッフや予算等の問題から、最低限の作業でしか、対応されていない。										
	②改革提案	市全体として公文書館法および公文書管理法の規定に基づいた文書保存体制の確立。文書法規課との協議。行政文書や学校史料に関する史料公開のガイドライン策定とアーキビストの育成。										